

参 考 資 料

区の予算の使われ方

目黒区の 19 年度予算 897 億円のうち、前段で説明している新規や臨時の事業経費は重要課題を含め 173 億円余です。残り約 8 割は、既定経費が占めています（☞ 4 ページ）。

ここでは、既定経費を含めた予算の使い道を区民の皆さんにわかりやすく説明するため、身近な 2 つの事業「24 時間 365 日の安全パトロールの実施」、「義務教育就学児医療費助成制度の実施」を取り上げました。

既定経費：毎年経常的に計上される経費

新規経費：その年度から新しく計上し、翌年度以後は経常化される経費

臨時経費：原則としてその年度限りの支出となる経費

24時間365日生活安全パトロールの実施

1 区内の犯罪発生状況

東京都内の刑法犯認知件数は、平成 14 年に戦後最大のピークを迎え、30 万 1,913 件と 30 万件を突破しました。これは 1 時間に 34 件の割合で犯罪が発生していたこととなります。その後、15 年以降は、3 年連続して減少を続け、17 年には約 25 万 4,000 件となり、14 年のピーク時に比較すると約 4 万 8,000 件も減少（約 15.9% 減少）しました。しかし、治安が良いとされていた今から 10 年前（平成 8 年）の発生件数が約 23 万件であったことから考えると、減少傾向にあるとはいえ、いまだに高水準で推移しているといえます。

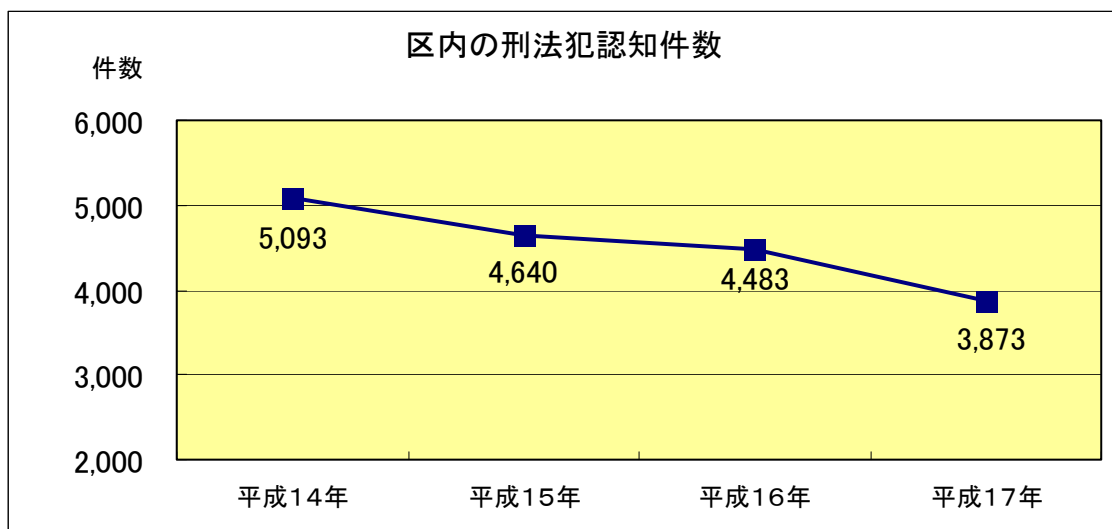
区内でも同じような状況にあり、14 年の区内の刑法犯認知件数は、5,093 件で、やはり戦後最大のピークでしたが、15 年以降は減少を続け、17 年には、3,873 件で、14 年と比較すると 1,220 件減少（約 24% 減少）しています。しかし、区内の犯罪発生件数は、いまだに年間約 3,800 件もの犯罪が発生しています。これは、1 年間のうち、区民の 65 人に 1 人のかたが何らかの犯罪被害に遭っているという計算になります。

特に、当区は、優良な住環境を有していることなどから、依然として空き巣などの侵入窃盗や、ひったくりなどの街頭犯罪が多発する傾向にあり、また、振り込め詐欺や悪質商法など、一人暮らしの高齢者を狙った悪質な犯罪が多発するなど、依然として区民に著しい不安と脅威を与えています。また、近年、全国的に子どもを狙った凶悪事件が相次いで発生し、社会問題化するなど、次代を担う子どもにとって必ずしも安全といえる状況ではなくなっています。当区でも例外ではなく、近年、子どもを狙った犯罪が増加傾向にあり、子どもの安全を守るための対策は緊急の課題となっています。

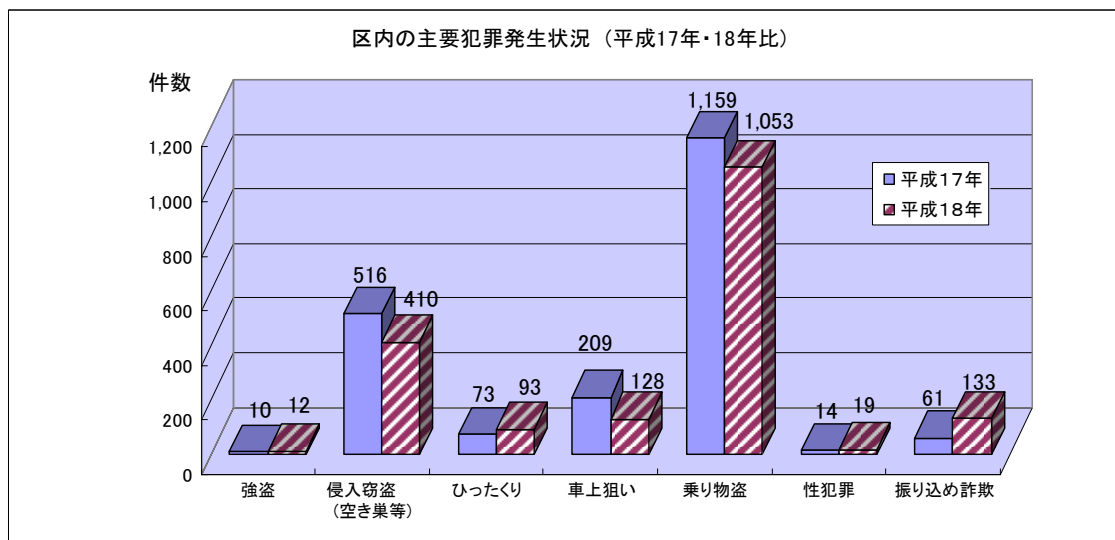
区内の刑法犯罪種別認知状況（平成14年～平成17年） 単位：件

	14年	15年	16年	17年
刑法犯認知件数	5,093	4,640	4,483	3,873
凶悪犯	40	27	31	16
粗暴犯	139	161	157	134
窃盗犯	4,081	3,586	3,266	2,779
知能犯	101	190	305	296
風俗犯	28	32	51	21
その他刑法犯	704	644	673	627

(警視庁の統計資料より)



(警視庁の統計資料より)



(目黒・碑文谷警察署資料より)

2 区の生活安全対策

犯罪の急激な増加を背景として、これまで、東京都をはじめ各自治体、地域、警察等の関係機関が連携を強化し、積極的な防犯対策を進めてきました。当区においても、「区民の安全・安心の確保」を重要課題と位置づけ、16年度から、区内の犯罪防止と、子どもの安全対策を目的として、民間の警備会社委託の生活安全パトロール業務を開始するとともに、町会・自治会等による地域の防犯パトロール活動に対するさまざまな支援を行っています。このように、地域、行政、警察等が一体となった防犯活動の効果が、犯罪発生件数の減少の大きな理由であると考えられます。

3 24時間365日生活安全パトロールの実施

現在、区の生活安全パトロールは、パトロール車両に青色回転灯を装備（注1）し、区内の5地区（北部、東部、中央、南部及び西部）にパトロール車各1台、合計5台を配置し、昼間帯を中心に365日（土・日・祝日等含む。）年間通して区内の防犯パトロールを実施しています。また、子どもの安全対策として、小・中学校、幼稚園、保育園など、子どものいる施設等への立ち寄り警戒や通学路周辺のパトロールを実施しています。

19年度からは、この生活安全パトロールの充実・強化を図るため、現行の運用時間を拡大し、夜間帯にもパトロール車2台による巡回を行うことにより、24時間365日体制とします。これにより、夜間帯に発生する侵入窃盗やひったくりの防止を図るなど、区内の犯罪発生状況に応じた犯罪抑止体制を確立するとともに、登下校時の通学路の警戒強化など、子どもの安全対策の強化を図ります。



4 平成19年度予算

生活安全パトロール委託に要する予算額は、1億1,488万円となっています。

18 年度の予算額が 4,439 万円でしたので、比較すると 7,049 万円の増加となります。これは、パトロールの実施時間が、現行の 8 時間から 24 時間の 3 倍に拡大されることに伴う警備員とパトロール車両の増加分に要する委託経費です。

区の重要課題のひとつである「区民の安全・安心の確保」を具現化するための重点事業として重点的に予算措置したものです。

生活安全パトロール

19年度予算総額	1 億 1,488 万円
区民一人あたり費用	443 円
区民一人あたり 1 日の費用	1.2 円



注 1) 青色回転灯による防犯パトロール

国土交通省及び警察庁が、全国の防犯活動を効果的に推進するため、16 年度から、車両の保安基準の規制緩和を行い、地域の防犯活動を行う車両に犯罪抑止効果の高い「青色回転灯」の装備を認めたもので、自治体や地域団体のうち、防犯活動を適正に行うことができる団体としての証明を受けるなどの一定の要件のもとに装備・使用が認められた。全国各地で導入が図られ、子どもの安全対策や犯罪予防などに効果をあげている。

義務教育就学児医療費助成事業の実施

1 これまでの医療費助成制度

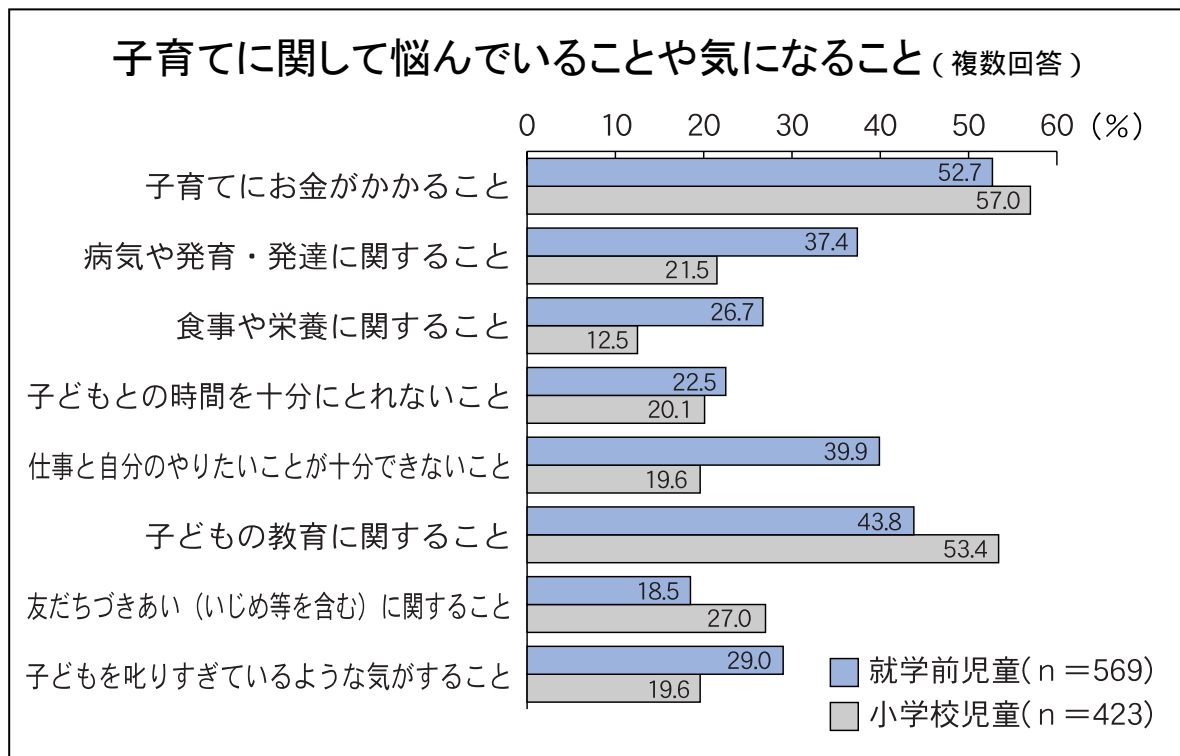
目黒区においては、子どもの健やかに生まれ育つための環境づくりは、社会全体で取り組む重要な課題であると考え、東京都に先行して平成5年4月から3歳未満に係る乳幼児の医療費助成を開始し、段階的に年齢拡大をして11年6月からは対象年齢を0歳から小学校就学前までに拡大してきました。

東京都の助成事業が平成6年1月に開始されましたが、目黒区は独自に所得制限を設けずに助成を行なってきました。

2 ニーズ調査

目黒区では「安心して子育てができ、地域で子どもの育ちをささえあうことで、子どもの笑顔がみえるまち めぐるの実現」を目指して、17年3月に「めぐろ子どもスマイルプラン ～目黒区次世代育成支援行動計画～」を策定しました。区ではこの計画に基づき、子どもや子育てに関する施策の充実に取り組んでいます。

この計画を策定するにあたって行なったニーズ調査では、「子育てに関して、日常悩んでいること」という問いに対し、就学前及び小学校児童の保護者がともに「子育てにお金がかかること」を最も多く回答しています。



子どもの養育にかかわる費用が家計に及ぼす影響を緩和し、家庭における生活の安定をはかることで子どもの健全な育成に資することを目的として、国の制度として小学6年生修了までの児童の保護者に児童手当（所得制限があります。）が支給されています。

この4月から「我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、若い子育て世代等の経済的負担の軽減等を図る観点から、3歳未満の乳幼児に対する児童手当等の額を第1子及び第2子について増額し、出生順位にかかわらず一律1万円とする。」法改正が行なわれます。

このほかにも、子どもや家庭の状況に応じて、児童育成手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当が支給されています。

3 これまでの目黒区の対応

0歳から就学前までの東京都の乳幼児医療費助成事業は所得制限を設けていますが、目黒区では、独自に所得制限無しで自己負担額を全額助成しています。

さらに、目黒区では、18年1月から、入院時の経済的負担の軽減の観点から、小学生の入院について医療費助成を小学6年生まで拡大して実施しました。通院の部分については、財政負担も大きいことから、東京都の動向などを見ながら実施を検討してきたところでした。

4 義務教育就学児医療費助成事業の実施

今年度から、子育て世帯の負担軽減をさらに図るため医療費助成の対象を中学3年生までに拡大するとともに、「全ての子育て家庭への支援」の観点から所得制限を設けず、通院・入院いずれにおいても保険診療の自己負担額（3割）の全額を助成することといたします。

義務教育就学児医療費助成

19年度予算総額	1億 1,772万円
義務教育就学児一人あたり費用	約 7,850円

※19年度は、年度途中の開始となるため、平準化した場合の約1/3である。

行財政改革の推進

1 これまでの取組み（表1）

平成10年3月に特別区制度改革をはじめとするさまざまな制度改革への対応や厳しい財政状況を克服する必要から「目黒区行財政改革大綱」を策定し、また、14年2月に「第2次行財政改革大綱」及びその「年次別推進プラン（14年度～17年度）」を策定しました。

16年3月の実施計画改定の際には、計画期間中の財源確保と将来にわたる安定した行財政の基盤整備を行うため、「第2次行財政改革大綱」を改訂するとともに、「年次別推進プラン」を実施計画期間（16年度～20年度）に合わせて延長し、この5カ年を集中改革期間として行財政改革に取り組んでいくこととしました。

19年3月には、これまでの基本的な枠組みを踏襲しながら、前回改訂からの3年間に生じた事情や状況の変化を踏まえ「第2次行財政改革大綱・年次別推進プラン（19年度～20年度）」として改訂し、集中改革期間の残り2カ年の行財政改革を実施していくこととしました。

2 年次別推進プラン（19年度～20年度）の概要

（1）集中的に重点を置いて取り組みます

集中改革期間（16年度～20年度）の残り2カ年は、次の4つを重点として徹底した改革に取り組みます。

・重点1：民間活力の活用

指定管理者制度の導入を進めるとともに、導入後の評価、検証を行い、導入目的（サービス向上・安全な施設管理・経費の効率化）を達成するための適切な運用を図ります。

また、外部委託を推進するためのガイドラインを作成するとともに委託業務の点検・評価方法を確立し、適切な業務委託の運用を図ります。

市場化テストについては、「サービスの質の向上や経費削減効果」、「区の責任の担保」、「他の事業者活用手法（業務委託、人材派遣等）や非常勤職員活用との比較」などの点について検討したうえで、導入の可否を判断していきます。

・重点2：職員配置の適正化

職員定数適正化計画の定数削減目標を達成するための取り組みを進めるとともに、制度改革やIT化による業務量の変動等を見据えながら、必要な分野への振替えを行い、職員配置の適正化を図っていきます。

・重点3：迅速的確な意思決定できる組織整備

区民に分かりやすく簡素で効率的であることを基本に、次の点に注意しながら組織整備を進めます。

- ・ 様々な制度改革等、新たな課題に迅速に対応できる組織。
- ・ ITを有効に活用できる情報化社会にふさわしい組織。

・重点4：財政基盤の確立

19年度当初予算編成から導入した新たな予算編成手法「枠配分方式」を活用し、経費の効率的な執行や事務事業の見直し、職員配置の適正化に努め、経常経費の縮減を図り将来にわたる状況変化に対応できる財政基盤の確立を目指

します。

(2) 目標達成に努めます

集中改革期間中の5カ年の職員数削減目標を2,645人(15年4月1日現在)の10%程度、財源確保目標額を191億円と定め、目標達成に向けた取組みを進めてきました。

職員数削減は、19年4月現在の見込みで233人、削減目標265人に対して約87.9%の達成状況となっています。財源確保は、19年度当初予算反映分までの確保額累積が191.5億円となり、目標額には到達しました。

しかし、19年度以降の三位一体改革に伴う個人住民税の税率フラット化の影響を受け、増収が見込めない状況にあり、今後も簡素で効率的な執行体制を確立するとともに、真に必要な施策を重点的に推進していくため、行財政改革を着実に実施していきます。

なお、事務事業の見直しなどに伴う経費削減額の状況は表2、職員定数適正化の状況は表3の18~19年度部分のとおりです。

3 行財政改革の進め方

(1) 進行管理と区民への公表

改革項目への取組みに関する進行管理を、部局を問わず共通課題として区全体で行っていくものと、部局に委ねるものに区分し、着実に実施していきます。

このたびの改訂では、集中改革期間の残り2カ年分(19~20年度)の改革実施策を策定しました。このうち19年度当初予算に反映した財源確保に向けた主な取組は表2のとおりです。

(2) 区民への公表

今回策定した2カ年の改革実施策のうち、19年度分は20年2月に実施状況を公表します。また、最終年度である20年度には、「第2次行財政改革大綱・年次別推進プラン」全体を総括した実施結果をとりまとめ、21年3月を目途に公表し、21年度以降の行財政改革への取組みに反映します。

4 18年度の実施状況

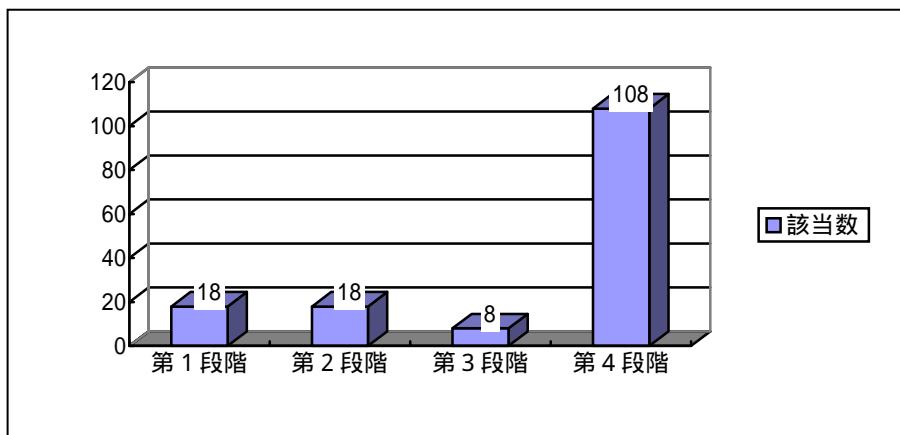
今回とりまとめた18年度の行財政改革の実施状況は、今回の改訂前の第2次行財政改革大綱に基づき策定した「18年度改革実施策」の取組み結果です。

実施状況等を取りまとめた152項目について、その実施段階の傾向は次のとおりとなります。

108項目(71.1%)が、一部実施も含めた実施の状況(第4段階)にあり、8項目(5.3%)が実施に向けた調整等を行っている状況(第3段階)にあり、18項目(11.8%)が具体案の作成に向けて関係機関等と協議を行っている状況(第2段階)にあり、18項目(11.8%)が内部で検討中・研究中(第1段階)となっています。

【実施段階総括表】

実施段階	該当数
第 1 段階	18 (11.8%)
第 2 段階	18 (11.8%)
第 3 段階	8 (5.3%)
第 4 段階	108 (71.1%)
計	152



注：各段階等の割合については、小数点以下第 2 位を四捨五入している。

18 年度に進展した主な取組みは次のとおりです。

	主な改革項目及び具体策
第 1 区民から信頼される身近な区政を目指します	事務手続きの簡素化及び IT を活用した窓口業務の改善 - 電子申請サービスの拡充 施設利用の利便性の向上 - 集会室予約システムの運用開始 便利な納付方法の検討 - マルチペイメントを活用した電子納付の開始 協働を進める条件整備 - 「目黒区地域街づくり条例」制定
第 2 無駄をなくし、税金を有効に活用します	補助金等の見直し - 職員互助会・めぐろシティカレッジへの団体補助の見直しなど 金銭給付等の見直し - 見舞金支給事業の見直しなど ごみ減量への取組とリサイクル事業の促進 - 資源回収活動の拡大 各種業務の委託の推進 - 区長車・議長車の運行委託、学校給食調理業務の委託など 公の施設の管理運営の効率化 - 東が丘障害福祉施設の指定管理者制度導入など 福祉分野の民間活力の活用 - ふれあい工房の民間への移行による廃止
第 3 サービス提供者としての職員改革を進めます	窓口サービスの向上 - 問合せ・相談・苦情等対応力向上のための職員研修の実施 総合的な人材育成計画の策定 - 全職員を対象とした人事考課制度、目標によるマネジメント制度への取り組み IT の活用による情報の共有化と有効活用 - 庁外施設とのネットワーク拡充 職員研修の充実 - 全課長職を対象の「人事考課」「メンタルヘルス」研修実施など
第 4 着実に改革を進めて自治の基盤を強化します	特別区民税の収納強化 - 滞納処分の対象拡大、インターネット公売の実施など 受益者負担の適正化 - 道路占用料改定、生活協力員家賃への受益者負担導入 既定一般事務事業費の削減、新規・臨時経費の計画的管理 職員定数適正化計画の推進

表 1 これまでの目黒区における行財政改革の経緯

年月	概要
平成 8 年 10 月	・「目黒区行財政改革委員会」設置。
平成 9 年 11 月	・委員会において、区が行財政運営全般に関して 1 年 2 ヶ月に渡り検討し、「分権時代の行財政改革」(提言)をまとめる。
平成 10 年 3 月	・「目黒区行財政改革大綱」策定。
平成 10 年 4 月	・1 2 年度に大規模な組織改正を実施。
平成 14 年 2 月	・第 2 次行財政改革大綱(14~17 年度)策定。 (及び年次別推進プラン(14~17 年度)策定。)
平成 16 年 3 月	・第 2 次行財政改革大綱(16~20 年度)改訂。 (及び年次別推進プラン(16~20 年度)改定。)
平成 19 年 3 月	・第 2 次行財政改革大綱(19~20 年度)改訂。 (及び年次別推進プラン(19~20 年度)改訂。)

表2 平成19年度の財源確保に向けた主な取組

平成18年度分の財源確保については、主に次のような取組を行い目標達成を目指します。(単位:万円)

歳入の確保	67,377
区税収入	56,450
区税について収入率の向上や滞納等の縮減を図ります。	
72 収入率の向上と滞納等の減少 ・特別区民税の収納強化	56,450
その他	10,927
受益者負担の適正化等により歳入の確保を図ります。	
73 受益者負担の適正化 ・道路占用料の見直し、中学生海外派遣生徒事故負担金の増額など	10,927
歳出の削減	87,239
職員人件費の削減	47,220
・職員定数適正化計画における5年間(16~20年度)の削減目標を踏まえて、職員数の適正化を図り、4月1日時点の比較で45人程度(当初予算反映分)の常勤職員を削減するとともに、非常勤職員総数についても適正な管理を行っていきます。	
事務事業の見直しなど	56,211
ゼロベースの視点ですべての事務事業を見直し、経常的な経費を中心に削減を図ります。	
19 公益法人等の役割分担・活性化方策等の検討 ・住宅・街づくりセンター助成金の見直し、文化ホール・美術館の運営費見直しなど	1,620
24 社会経済状況の変化に合わせた事務事業の見直し ・自転車駅周辺整理委託の見直し、小・中学校・興津健康学園運営費の見直し、駐車場借り上げの廃止、めぐろ区報発行方法の見直しなど	2,013
25 補助金等の見直し ・公益法人等補助金の見直し、区議会議員互助会への補助廃止など	554
26 金銭給付等の見直し ・見舞金支給事業の見直し、高齢者電話代補助の見直しなど	1,948
39 施設の営繕、維持管理業務の効率化 ・総合庁舎光熱水費の削減、中目黒スクエア総合管理委託料の見直し、区民センター光熱水費の見直し、住区センター光熱水費の見直しなど	5,916
45 各種業務の委託の推進 ・一般健康診断の見直し、健康づくり検診の見直し、保健センター検査業務等の見直しなど	976
46 公の施設の管理運営の効率化 ・福祉工房の効率化(指定管理者制度導入)	人件費に別掲
47 情報処理体制の効率化 ・ホストシステム関連機器・ソフトウェア借上げ等の見直し、ホストシステム運用委託契約等の見直し	2,153
48 福祉分野の民間活力の活用 ・ふれあい工房の民間への移行による廃止、介護保険施設・障害福祉施設の運営費等の見直し	15,019
50 非常勤職員の効果的配置 ・学校警備業務の非常勤活用	人件費に別掲
83 人件費の削減 ・特殊勤務手当等の見直し	人件費に別掲
その他	26,012
・既定一般事務事業費の削減など	
委託化・非常勤職員化などに伴い必要となる経費	△ 16,192
18年度改革実施策による財源確保額(当初予算反映分)	154,616

※表中の番号は、年次別推進プラン(19~20年度)の各改革項目の番号です。

表3 職員定数適正化の状況 (各年4月1日現在)(単位:人)

年度	職員数	削減数	増減	主な要因
9	2,742	—	—	
10	2,709	▲33	▲75 +42	伊東保養所運営委託、学校調理・用務再雇用活用など 介護保険準備など
11	2,677	▲32	▲98 +66	住区サービス事務所の統廃合、学校給食調理業務の民間委託、交換便業務の一部委託化など 介護保険準備、清掃事業移管準備など
12	2,807	▲37 (+167)	▲115 +78	組織改正による減、学校給食調理業務の民間委託、福祉センター管理委託、土木公園維持作業見直しなど 介護保険導入、延長保育拡大、教育事務移管など 12年4月から開始した清掃事業に従事する都からの派遣などの職員
13	2,758	▲49	▲85 +36	学校給食調理業務の民間委託、自動車運転業務の見直し、勤労福祉会館の見直しなど 介護保険認定審査、放置自転車対策、IT普及推進など
4カ年の実績		▲151 (+167)		
14	2,705	▲53	▲118 +65	学校給食調理業務の民間委託、自動車運転業務の見直し、国民年金事務の変更に伴う事務執行体制の見直しなど オンブズパーソン制度の導入、障害者福祉サービス支援費制度の準備、都市計画マスタープラン策定など
15	2,645	▲60	▲168 +108	学校警備の機械化、学校給食調理業務の委託化 など 区民フォーラム(仮称)支援、観光事業の推進、障害者支援費制度の導入 など
6カ年の実績		▲264 (+167)		
16	2,574	▲71	▲107 +36	給与事務の見直し、福利厚生事業の見直し、地区サービス事務所の見直し、学校事務職員の見直し など 観光の活性化・雇用対策の対応、生活保護に関する事務増、児童手当制度の法改正への対応など
17	2,510	▲64	▲98 +34	保健衛生部門業務の見直し、リサイクル事業の役割分担の見直し、図書館運営業務の効率化など 契約事務改善の推進、電子入札システム・知的障害者相談・学習指導等の事務拡大などの事務量増への対応、狭あい道路事業の重点的整備など
18	2,458	▲52	▲104 +52	企画経営部組織の見直し、街づくり計画担当組織の見直し、学校警備の機械化促進、学校給食調理業務の委託など 契約事務改善推進に伴う検査・指導体制の強化、介護保険法・障害者自立支援法等の法律改正・制度改正への対応、子育て支援策の強化、教育改革・学校安全対策への対応など
19 予測	2,412	▲46	▲93 +47	東が丘福祉工房の指定管理者制度導入、ふれあい工房の廃止、保健衛生部門の業務見直し、緑が丘文化会館業務の見直しなど 全庁的な危機管理体制の構築、子育て支援の充実、国民健康保険特定検診事業への対応、廃プラスチックリサイクルの促進、特別支援教育の推進など
9カ年の実績		▲233 (+167)		

・ は減を表します。

財政計画について

区では、実施計画の改定に合わせて5カ年の財政計画を策定し、中長期的な視点を持った計画的な財政運営を進めることとしています。19年度は、実施計画の改定年度となっているため、財政計画についても、収支の見通しや実施計画事業に必要な経費などを反映して新しい内容に改定しました。

【歳入】

区税収入

19年度については、三位一体の改革による税率一本化や定率減税の廃止など税制改正の影響を見込んだほか、景気回復に伴う所得の伸びを考慮しています。20年度以降は、国の算定している税収見込みの数値なども参考にして19年度予算額をベースに毎年1.5%の伸びを見込んでいます。

税外収入

19年度の都区財政調整（☞63ページ）による特別区交付金については、東京都との協議結果を反映するとともに、その他の交付金、譲与税、国・都支出金なども当初予算に合わせた見込みとしました。20年度以降は国や都からの交付金などの変動要素を見込んでいます。

特別区債

実施計画事業における特別区債発行予定に合わせた見込みとしています。

【歳出】

19年度については、歳入と同様に当初予算額に合わせた見込みとしています。また、20年度以降の新規・臨時経費は過去の計上状況から、既定経費については前年度の新規経費などを加算して見込んでいます。

なお、各年度とも歳入額から人件費などの義務的経費の見込みを除いた範囲内で、事業執行に必要な既定・新規・臨時経費を収めるような計画としています。

【平成19年度～23年度の財政計画】

(単位:億円)

区分		年度	19	20	21	22	23	合計
歳入	区税収入		397	403	409	415	421	2,046
	税外収入		483	483	481	475	499	2,421
	特別区債		17	37	8	5	2	68
	合計		897	922	898	895	922	4,534
歳出	既定経費		722	745	751	744	751	3,712
	新規・臨時経費		174	178	147	151	171	822
	合計		897	922	898	895	922	4,534
	※うち計画事業費分		83	88	66	63	37	337

※各項目で四捨五入しているため、合計と合わない場合があります。

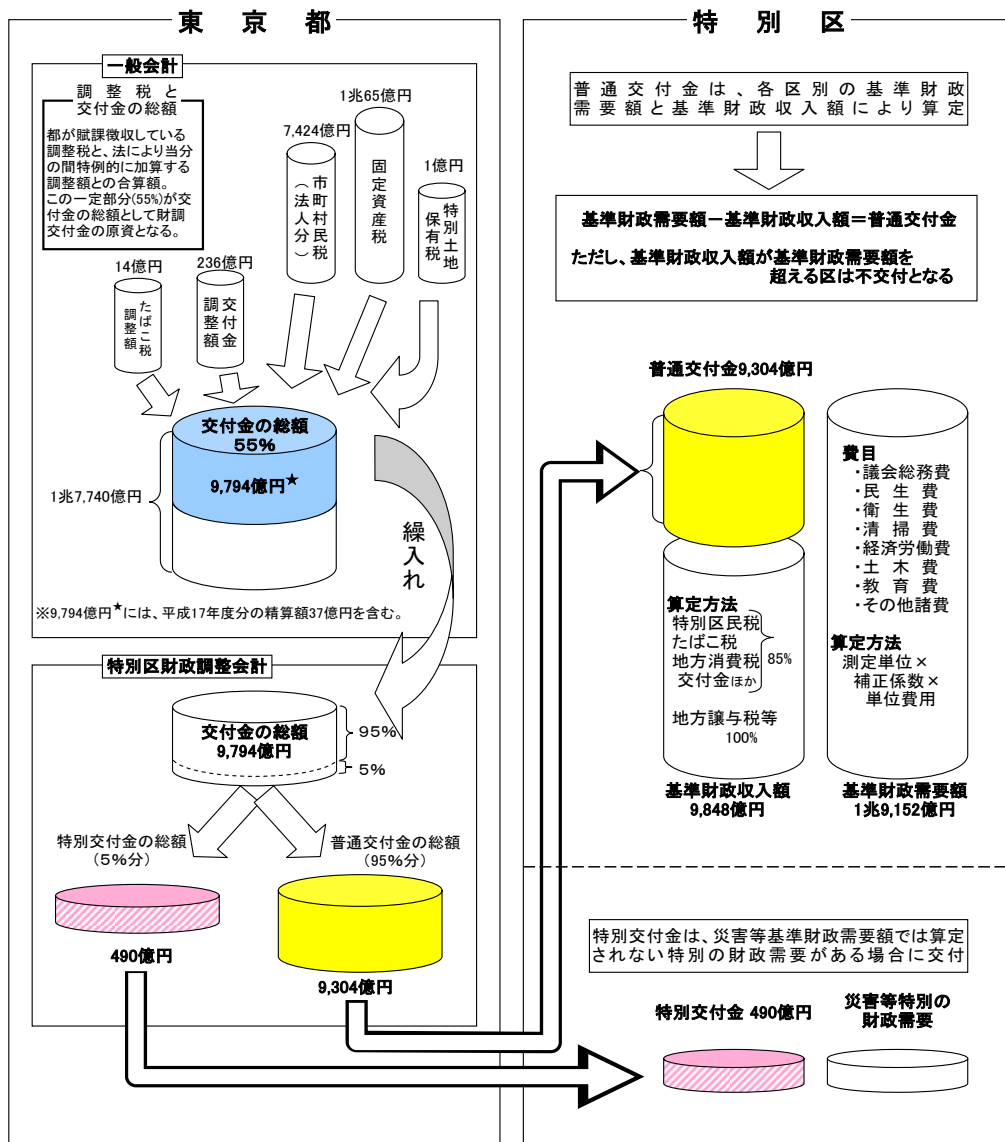
都区財政調整制度について

この制度は、都区間の事務配分や税配分等の特例に対応して、都と特別区及び特別区相互間の財源を調整するものです。

都が賦課徴収している市町村民税(法人分)・固定資産税・特別土地保有税の一定割合(平成19年度から55%)等を原資として、都が条例に基づき、各特別区ごとに標準的な行政経費と収入を算定し、前者が後者を超える特別区にその超える額を交付します。

目黒区には、18年度は、160億3,714万円が交付されました。19年度は、196億1,794万円を見込んでいます。

都区財政調整制度の基本的仕組み



※ 図中の数値は、平成19年度フレームに基づく数値である。

※ 区別算定の結果、各区の普通交付金の合計額が普通交付金の総額を超える場合は、総額に見合うよう各区の標準財政需要額を割落す。

資料提供：東京都

区 民 憲 章
《まちづくりのために》

わたくしたちは、この目黒区を、わたくしたちの力で明るく住みよい地域社会にするため、つぎのことを心にとめて、その実践につとめます。

- 1、人間性を尊重し、明るい豊かな人間のまちの実現に努力します。
- 1、広く暖かい心を養い、信頼と協力の人間関係を育てます。
- 1、地域のくらしをたいせつにし、緑と水と青い空をまもります。
- 1、伝統や文化遺産をたいせつにし、よいしきたりや新しい文化をきずきます。
- 1、こどもからおとしよりにいたるまで、お互いにたすけあい、この目黒区に、生きがいのある生活を実現します。

昭和52年10月1日制定

= 区民の皆さんに予算を理解していただくために =

平成19年度(2007年度)
区民のための予算ハンドブック

平成19年5月発行

発行 目黒区

編集 目黒区企画経営部財政課

〒153-8573 東京都目黒区上目黒2-19-15

電話 03-5722-9137(直通)

Eメールアドレス zaisei01@city.meguro.tokyo.jp



印刷配合率100%再生紙を使用しています。

